

# 社会福祉法人そよかぜ定款施行細則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 社会福祉法人そよかぜ（以下「本法人」という。）定款施行細則（以下「細則」という。）は、本法人定款（以下「定款」という。）第45条の規定により、本法人の運営及び業務執行についての細則を定めたものである。

## 第2章 評議員選任・解任委員会

### (評議員選任・解任委員会運営細則)

第2条 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会運営細則において定める。

## 第3章 評議員会

### (理事及び監事の出席)

第3条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるができる。

### (評議員会の開催)

第4条 評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会からなる。

2 その他必要がある場合に開催する評議員会のうち、事業計画及び収支予算の審議のために開催する評議員会は、毎事業年度開始前に開催しなければならない。

### (招集の手続)

第5条 理事長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め評議員会を招集する。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項
- (3) 評議員会の議案の概要

2 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、羽村市長の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- (2) 請求があった日から、6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1項各号に掲げる事項を定めなければならない。

#### (招集の通知)

第6条 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の1週間前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知しなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を发出することができる。

#### (招集手続の省略)

第7条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合は、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

#### (評議員提案権)

第8条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の4週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

3 前2項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成が得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない。

### (評議員会の決議事項及び決議要件)

第9条 定款第10条に定める評議員会の決議事項および決議要件の一覧は、別表1の1に記載のとおりとする。

2 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

### (決議の省略)

第10条 理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

### (評議員会への報告)

第11条 理事は、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

### (理事等の説明義務)

第12条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合は、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合

(次に掲げる場合を除く。)

(ア) 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を本法人に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合

(イ) 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

(2) 当該事項について説明することにより本法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

(3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

### (議事録)

第13条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別紙4のとおり記載しなければならない。

2 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 評議員会の決議があったものとみなされた内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名
- (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- (2) 評議員会への報告があったものとみなされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 議事録は、主たる事務所は評議員会の日から10年間、従たる事務所は評議員会の日から5年間、備え置かななければならない。

## 第4章 理事会

### (理事会の開催)

第14条 理事会は、原則として毎月開催する。

2 その他、理事会は、次に事項の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 社会福祉法第45条の18第3項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項に基づき、監事から理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

#### (招集者)

第15条 定款26条第1項のとおり理事会は理事長が招集する。ただし次の事項の場合は除く。

(1) 定款26条2項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があり理事が招集する場合

(2) 前条第2項第3号および同条第2項第4号により理事が招集する場合

(3) 前条第2項第5号により監事が招集する場合

2 定款第26条第2項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 前条第2項第3号及び同条第2項第4号による場合は、理事が、前条第2項第5号による場合は、監事が招集する。

4 理事長は、前条第2項第3号又は同条2項第5号前段に該当する場合は、その請求のあつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

#### (招集の手続き)

第16条 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前までに、次の各号を定め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。ただし、第14条第2項第1号による開催の場合は、第2号の事項を省略することができる。

(1) 理事会の日時・場所

(2) 理事会の目的である事項

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があつた場合は、招集の手続を省略して、理事会を開催することができる。

#### (理事会の決議事項)

第17条 定款第25条に定める理事会の決議事項の一覧は、別表1の2に記載のとおりとする

#### (理事による利益相反取引等の制限)

第18条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために本法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のために本法人と取引をしようとするとき。

(3) 本法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において本法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の

承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

#### (利益相反取引等の報告)

第19条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

#### (決議方法)

第20条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

#### (決議の省略)

第21条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

#### (報告の省略)

第22条 理事、監事が理事、監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長及び業務執行理事による自己の職務の執行の状況についての報告は、省略することができない。

#### (監事の出席)

第23条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

#### (議事録)

第24条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表5のとおり事項を記載しなければならない。

- 2 決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
  - (1) 決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項を提案した理事の氏名
  - (3) 決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 3 報告を要しないものとされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
  - (1) 報告を要しないものとされた事項の内容
  - (2) 報告を要しないものとされた日
  - (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 4 議事録は、理事会の日から主たる事務所で10年間保存するものとする。

## 第5章 理事長等の執行権限

### (理事長等の専決事項等)

第25条 定款第25条の定める理事長の専決事項及び定款18条2項に定める業務執行理事が執行する業務は、別表2及び別表3に記載のとおりとする。

## 第6章 監事

### (監事の選任議案)

第26条 理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

### (調査及び差止め請求)

第27条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

### (理事会への報告)

第28条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認

めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

## 第7章 その他

### (秘密の保持)

第29条 本法人の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員、(以下「役員等」という。)及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

### (改正)

第30条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### 附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。



別表1の1（細則第9条1項）

評議員会決議事項

内 容		根拠（社会福祉法・定款）		議決数	
				過半数	議決参加可能の 評議員の3分の2
法人 運営 事項	定款の変更	第45条36 第1項	【法】定款の変更は、評議員会の決議 によらなければならない。		○ (法45条の9 第7項の3)
	法人の解散	第46条第1 項第1号	【法】社会福祉法人は次の理由によっ て解散する。(1)評議員会の決議		○ (法45条の9 第7項の4)
	吸収合併契約 の承認	第52条 第54条の2	【法】吸収合併消滅社会福祉法人は、 評議員会の決議によって、吸収合併契 約の承認を受けなければならない。  【法】吸収合併存続社会福祉法人は、 評議員会の決議によって、吸収合併契 約の承認を受けなければならない。		○ (法45条の 9第7項の5)
	新設合併の承 認	第54条の8	【法】新設合併消滅社会福祉法人は、 評議員会の決議によって、新設合併契 約の承認を受けなければならない。		○ (法45条の 9第7項の5)
役員 の選 任・ 解任 等 (報酬 基準 を含む) に 関 する 事 項	役員 の選 任	第43条第1 項	【法】役員は、評議員会の決議によっ て選任する。	○	
	役員（監事に 限る）の解任	第45条の4 第1項	【法】役員が次のいずれかに該当する ときは、評議員会の決議によって、当 該役員を解任することができる。 ※（評議員会の運営）第45条の9第 7項前項にかかわらず、次に掲げる評 議員会の決議は、議決に加わることが できる評議員の3分2以上に当たる 多数をもって行われなければならない。 (1)第45条の4第1項の評議員会 (監事を解任する場合に限る。)		○ (法45条の 9第7項の1)
	役員（監事以 外）の解任	第45条の4 第1項	【法】役員が次のいずれかに該当する ときは、評議員会の決議によって、当 該役員を解任することができる。	○	
	役員、評議員 の報酬等の支 給基準の承認	第45条の3 5第2項	【法】前項の報酬等の支給基準は、評 議員会の承認を受けなければならない。 これを変更しようとするときも、 同様とする。	○	
	理事の報酬		【一般】第89条理事の報酬等（報酬、 賞与その他の職務執行の対価として 一般社団法人等から受ける財産上の 利益をいう。以下同じ。）は、定款に その額を定めていないときは、評議員 会の決議によって定める。	○	

内 容	根拠 (社会福祉法・定款)		議決数	
			過半数	議決参加可能な 評議員の3分の2
監事の報酬	第45条の18第3項準用 一般法人法105条	【一般】第105条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。	○	
財務に関する事項	事業計画書及び収支予算書等の決議、承認	定款第33条	【定款】(事業計画及び収支予算)第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。	○
	事業報告・決算書・財産目録の承認	第45条の30第2項 定款第34条第2項	【法】理事は、第45条の28第3項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。 【定款】(事業報告及び決算)第34条第2項 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。	○
	基本財産の処分	定款第31条	【定款】(基本財産の処分)第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、羽村市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、羽村市長の承認は必要としない。	○
	残余財産の帰属	定款第42条	【定款】(残余財産の帰属)第42条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。	○

内 容		根拠 (社会福祉法・定款)		議決数	
				過半数	議決参加可能な 評議員の3分の2
その他	社会福祉充実 計画の承認	第55条の2 第7項	【法】社会福祉充実計画は、評議員会 の承認を受けなければならない。	○	
	役員等の責任 の免除 (すべ ての免除)	第45条の2 0第4項準用 一般法人法1 12条	【一般】第112条 前条第1項 (※ 第111条 理事、監事又は会計監査 人は、その任務を怠ったときは、一般 社団法人に対し、これによって生じた 損害を賠償する責任を負う。) の責任 は、総社員 (総評議員) の同意がなけ れば、免除することができない。	×	×
				総評議員の同意による	
	役員等責任の 免除 (一部の 免除)	第45条の2 0第4項準用 一般法人法1 13条	【一般】第113条 前条の規定にか かわらず、役員等の第111条第1項 の責任は、当該役員等が職務を行うに つき善意でかつ重大な過失がないと きは、第1号に掲げる額から第2号に 掲げる額を控除して得た額を限度と して、社員総会の決議によって免除す ることができる。		○ (法45条 の9第7項2)
その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた 事項			○		

※凡例

【法】：平成29年4月1日施行令を含めた改正社会福祉法

【一般】：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

【定款】：社会福祉法人そよかぜ定款 (平成28年12月27日、羽村市長認可)

【施行規則】 社会福祉法施行規則 (平成29年11月11日)

上記凡例は、別表2から別表5まで同じ。

別表1の2（細則第17条）

理事会決議事項

内 容		根拠（社会福祉法・定款）		議決数	
				過半数	3分の2
法人運営に関わる事項	法人の業務執行の決定	第45条の13第2項第1号 定款第25条	【法】社会福祉法人の業務執行の決定	○	
	評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定	第45条の9第10項の準用 一般法人法第181条	【一般】第181条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。 1 評議員会の日時及び場所 2 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項 3 前2号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項	○	
	評議員会の招集	定款第12条	【定款】（召集）第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。	○	
	理事会の招集権者	第45条の14	【法】理事会は、各事理が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。	○	
	定款施行細則の決定	定款第45条	【定款】（定款細則）第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。	○	
	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更および廃止	第45条の13第4項第4号	【法】従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	○	
	内部管理体制の整備	第45条の13第5項	【法】理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備	○	
	競業及び利益相反取引の制限	第45条の16準用 一般法人法第84条第1項	【一般】第84条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会（理事会）において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。	○	
	臨機の措置	定款第37条	【定款】（臨機の措置）第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。		○ （理事総数の3分の2）

内 容		根拠（社会福祉法・定款）		議決数	
				過半数	3分の2
役員等の選任・解任等に関する事項	理事長及び業務執行理事の選定・解職	第45条の13第2項第3号 定款第25条第1項第3号	【法】理事長及び業務執行理事の選定及び解職 【定款】(権限)第25条 理事長及び業務執行理事の選定及び解任	○	
	重要な役割を担う職員の選任及び解任	第45条の13第4項第3号	【法】重要な役割を担う職員の選任及び解任	○	
財務・計画・報告に関する事項	重要な財産の処分及び譲受	第45条の13第4項第1号	【法】重要な財産の処分及び譲受け	○	
	多額の借財	第45条の13第4項第2号	【法】多額の借財	○	
	事業計画書及び収支予算書等の承認或いは決議（※定款による決議及び承認）	定款第33条	【定款】(事業計画及び収支予算)第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。	○	
	事業報告及び計算書類の承認	第45条の28第3項 定款第34条	【法】第1項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。 【定款】(事業報告及び決算)第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属説明書 (6) 財産目録	○	
基本財産の処分	定款第31条	【定款】(基本財産の処分)第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、羽村市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、羽村市長の承認は必要としない。独立行政法人福祉医療機構への基本財産の担保等に供する場合等	○		

内 容	根拠（社会福祉法・定款）		議決数	
			過半数	3分の2
資産の管理	定款第32条	【定款】（資産の管理）第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。	○	
会計処理の基準	定款第36条	【定款】（会計処理の基準）第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。	○	
そ の 他	社会福祉法第45条の20第4項に規定する責任の免除	第45条の20準用 一般法人法第114条	【一般】第114条 第112条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人は、第111条第1項の責任について、役員等が職務を行う」につき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事の過半数の同意によって免除することができる旨を定款で定めることができる。	○
	公益事業の運営に関する事項	定款第38条	【定款】第7章 公益を目的とする事業（種別） 第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。 （1）羽村市障害者就労支援事業（就労支援センター）の経営 （2）前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意をえなければならない。	○ （理事総数の3分の2）
	収益事業の運営に関する事項	定款第39条	【定款】第8章 収益を目的とする事業（種別） 第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。 （1）資源回収事業 （2）前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。	○ （理事総数の3分の2）
	その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項			○
その他重要な業務執行に関する事項及び事務事業の執行に必要な基本的な規程の制定及び改廃			○	

別表2（細則第25条）

## 専決事項及び専決権者の職名一覧

専決事項		専決権者			
		理事長	業務執行理事 (施設長)	事業所長 (管理職)	
法人一般・人事に関する事項	1	理事会・評議員会等の招集に関すること（法令及び定款に定める招集権者が行う招集を除く。）	○		
	2	理事会・評議員会の議案の提出に関すること。（法令及び定款に定める議案権者が議案を提出する場合を除く。）	○		
	3	規程、規則等の制定・改廃に関すること（法令及び定款で理事会・評議員会が決議すると定めた場合を除く。）	○		
	4	予算編成及び決算調整に関すること。	○		
	5	予算の流用、予備費の計上及び使用	○		
	6	短期の資金の借入及び返済に係る契約で借入限度額の範囲内のもの（多額の借入の場合を除く。）	○		
	7	寄附の募集事務及び受入れに関すること。（寄附金の募集は除く。受入れについて法人に重大な影響があるものを除く。）	○		
	8	債権の免除・効力の変更に関すること（法人に重大な影響があるものを除く。）	○		
	9	法人の組織及び権限に関すること（法人に重大な影響があるものを除く。）	○		
	10	利用者入所判定基準の策定	○		
	11	利用者の決定及び利用者契約締結書			○
	12	苦情対応規程・第三者委員の選任	○		
	13	職員の採用に関すること。（施設長等の重要な役職を除く。）	○		
	14	職員の人事配置に関すること（施設長等の重要な役職を除く。）	○		
	15	有期契約職員の採用に関すること		○	
	16	職員（有期契約職員を含む。以下「同じ」）の職務免除（3日以上）に関すること	○		
	17	施設長の休暇・欠勤・職務免除等に関すること	○		

専決事項		専決権者			
		理事長	業務執行理事 (施設長)	事業所長 (管理職)	
法人一般・人事に関する事項	18	所属職員（有期契約職員を含む。以下「同じ」）の休暇・欠勤・職務免除（2日以内）等に関する事		○ (事業所長専決を除く。)	○
	19	所属職員の時間外勤務命令及び旅行命令（3日以上を除く。）に関する事		○ (事業所長専決を除く。)	○
	20	職員の昇給・昇格基準に関する事	○		
	21	職員の昇格者・昇格決定に関する事	○		
	22	休職、復職、退職、育児・介護休業等に関する事	○		
	23	職員の表彰、制裁、解雇に関する事	○		
	24	職員の人事記録及び身分証明書に関する事	○		
	25	職員の諸手当に関する事	○		
	26	所属職員の健康診断実施に関する事		○ (事業所長専決を除く。)	○
	27	所属職員の被服費貸与に関する事		○ (事業所長専決を除く。)	○
	28	所属利用者の日常の処遇に関する事		○ (事業所長専決を除く。)	○
	29	所属利用者の預り金等の日常の管理に関する事		○ (事業所長専決を除く。)	○
	30	所属に係る自動車の運行管理に関する事		○ (事業所長専決を除く。)	○
	31	所属に係る官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請に関する事		○ (事業所長専決を除く。)	○
	32	所属職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事		○ (事業所長専決を除く。)	○
	33	所属職員の研修に関する事		○ (事業所長専決を除く。)	○
	34	管理職にある職員の研修に関する事	○		
	35	所属に係る諸証明に関する事		○ (事業所長専決を除く。)	○
36	金融機関を指定すること、資産管理の種類の変更に関する事	○			



専決事項			専決権者		
			理事長	業務執行理事 (施設長)	事業所長 (管理職)
収入事業	37	自立支援給付費・運営費・措置費等の収入に関する事	○		
	38	過誤納金の充当又は還付に関する事	○		
	39	受贈の承認、寄附に関する事（重要なものは除く。）	○		
	40	その他の債権に関する事（重要なものは除く。）	○		
支出関係	41	固定資産の取得及び処分等に関する事（「軽微なもの」に該当する場合）	○		
	42	建設工事等の請負契約又は委託契約に関する事（「軽微なもの」に該当する場合）	○		
	43	報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関する事	○		
	44	所属に係る日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の日々の購入		○ (事業所長専決を除く。)	○
	45	所属に係る緊急を要する物品の購入（災害・故障・保守管理関係に限定）		○ (事業所長専決を除く。)	○
	46	上記以外の支出等	別表3による		

### 別表3(施行細則第25条)

(収入に関する決裁基準)

区分	項 目		決裁権者及び決裁金額(単位:万円)		
			理事長	業務執行理事(施設長)	事業所長(管理職)
1	自立支援給付費・運営費等の収入に関すること	一回の金額	○ 20万円以上	○ 20万円未満	
2	過誤納金の充当又は還付に関すること	一回の金額	○ 10万円以上	○ 5万円以上 10万円未満	○ 5万円未満
3	その他収入に関すること	一件の金額	○ 10万円以上	○ 5万円以上 10万円未満	○ 5万円未満

(支出に関する決裁基準)

区分	項 目	摘 要		決裁権者及び決裁金額		
				理事長	業務執行理事	事業所長(管理職)
全般的項目	①固定資産・物品購入	⑦及び⑧に属するものを除く	購入総額	○ 10万円以上	○ 3万円以上 10万円未満	○ 3万円未満
	②固定資産等の除却、物品等の廃棄	営業債権の除却を含む	帳簿価格	○ 10万円以上	○ 10万円未満	
	④修繕費等の支出	補修費、改修費の支出を含む	一件の金額	○ 10万円以上	○ 3万円以上 10万円未満	○ 3万円未満
	⑤教育・研修に要する費用の支出	教育研修規程に基づくものに限る	一件の金額	○ 10万円以上	○ 3万円以上 10万円未満	○ 3万円未満
	⑥その他の費用の支出	③～⑤に関するものを除く	一件の金額	○ 10万円以上	○ 1万円以上 10万円未満	○ 1万円未満
製造関連項目	⑦商品等の仕入れ	商品・製品・半製品の仕入れに限る	一件の金額	○ 10万円以上	○ 5万円以上 10万円未満	○ 5万円未満
	⑧原料、材料の購入	重要性に乏しいものを除く	一件の金額	○ 10万円以上	○ 5万円以上 10万円未満	○ 5万円未満
	⑨外注加工の発注	製造原価に算入される外注加工費となるものに限る	一件の金額	○ 10万円以上	○ 5万円以上 10万円未満	○ 5万円未満
営業関連項目	⑩受注契約等	受注に関する見積もりを含む	一件の金額	○ 10万円以上	○ 5万円以上 10万円未満	○ 5万円未満
	⑪広告宣伝費	営業活動に係るものに限る	一件の金額	○ 10万円以上	○ 5万円以上 10万円未満	○ 5万円未満
	⑫売上値引	受注時の値引きを含む	一件の金額	○ 10万円以上	○ 5万円以上 10万円未満	○ 5万円未満
	⑬売上割戻等	売上げ割引を含む	一件の金額	○ 10万円以上	○ 5万円以上 10万円未満	○ 5万円未満

区分	項目	摘要		決裁権者及び決裁金額		
				理事長	業務執行理事	事業所長 (管理職)
その他の項目	⑭予算の項目間流用	全ての科目	一件の金額	○ 全額		
	⑮金融機関との取引の開始または廃止	全ての科目	一件の金額	○ 全額		
	⑯契約の締結	既契約の更新継続を含む。重要性の乏しいもの及び⑩を除く	一件の金額	○ 10万円以上	○ 10万円未満	
	⑰リース契約	既契約の更新継続を含む。	一件の金額	○ 10万円以上	○ 10万円未満	

別表 4

定款細則第 13 条第 1 項に定める評議員会議事録記載事項

記載事項	法令
1 開催日時・場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）	【施行規則】第 2 条の 15 法第 45 条の 11 第 1 項の規定による評議員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。
2 議事の経過の要領及びその結果	3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員がある場合は、当該評議員の氏名	一 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席を含む。）
4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要	二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
（1）監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき	三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
（2）監事を辞任した者が、辞任後最初に召集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき	四 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
（3）監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき	イ 法第 43 条第 3 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 74 条第 1 項（法第 43 条第 3 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 74 条第 4 項において準用する場合を含む。）
（4）監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき	ロ 法第 43 条第 3 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 74 条第 2 項（法第 43 条第 3 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 74 条第 4 項において準用する場合を含む。）
5 出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称	ハ 法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 102 条
6 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名	
7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	

記載事項	法令
	<p>二 法第 45 条の 13 第 3 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 105 条第 3 項</p> <p>ホ 法第 45 条の 19 第 6 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 109 条第 1 項</p> <p>へ 法第 45 条の 19 第 6 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 109 条第 2 項</p> <p>五 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称</p> <p>六 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名</p> <p>七 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>

別表 5

定款細則第 2 4 条第 1 項に定める理事会議事録記載事項

記載事項	法令
1 開催日時・場所（当該場所に存しない理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）	【施行規則】（理事会の議事録）第 2 条の 17
2 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨	3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
(1) 理事の請求を受けて招集されたもの	一 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席した場合における当該出席を含む。）
(2) 理事長以外の理事の請求があったにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が収集をしたもの	二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨 イ 法第 45 条の 14 第 2 項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
(3) 監事の請求を受けて招集したもの	ロ 法第 45 条の 14 第 3 項の規定により理事が招集したもの
(4) 監事が招集したもの	ハ 法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第 2 項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの
3 理事会の議事の経過の要領及びその結果	二 法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第 3 項の規定による監事が招集したもの
4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名	三 理事会の議事の経過の要領及びその結果
5 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要	四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
(1) 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告	五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
(2) 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告	イ 法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 92 条第 2 項
(3) 理事会で述べられた監事の意見	ロ 法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 100 条
6 定款で議事録署名人を出席した理事長及び監事とする旨を定めているときは、理事長以外の理事であって、理事会に出席した者の氏名	
7 議長の名	

記載事項	法令
	<p>ハ 法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 101 条第 1 項</p> <p>六 法第 45 条の 14 第 6 項の定款の定めがあるときは、理事長以外の理事であつて、理事会に出席したものの氏名</p> <p>七 理事の議長が存するときは、議長の氏名</p>